

## ●伊東市廃屋解体・撤去補助金交付事業の概要

### 1 事業の趣旨

伊東市の個性的で魅力あふれる景観を守り、育て、創るため、周辺の景観を著しく阻害し、防火・防犯上不適切な状態にある建築物を自主的に解体・撤去する費用の一部を補助します。

### 2 対象となる建築物の条件

以下の全ての条件を満たす建築物を「廃屋」として定義します。

- ・伊東市内に所在するもの
- ・直近1年以内の期間において居住又は使用されていないもの
- ・主要な部分が朽ちて崩れるなど周辺の景観を著しく阻害しているもの
- ・防火・防犯上不適切な状態にあるもの
- ・市の審査会において廃屋と判定されたもの

### 3 補助金交付対象者となる条件

以下の全ての条件を満たす者を補助金交付対象者とします。

- ・伊東市内に所在する廃屋の所有者
  - \*原則として廃屋の所有者が申請者となります。
  - \*廃屋の所有者以外の方が申請する場合は、廃屋の所有者との関係性を示す戸籍謄本が必要となります。また、共有名義であったり故人名義で複数の相続人があったりする廃屋については、申請者以外全員の委任状等が必要となります。
- ・伊東市に納入すべき税を滞納していない者
- ・廃屋の解体・撤去後において、当該地の良好な景観の形成に十分に配慮することが認められる者

### 4 補助金の額

廃屋の解体・撤去及び処分に係る費用の1/2以内で、1棟につき30万円が上限となります。

### 5 補助金交付の条件

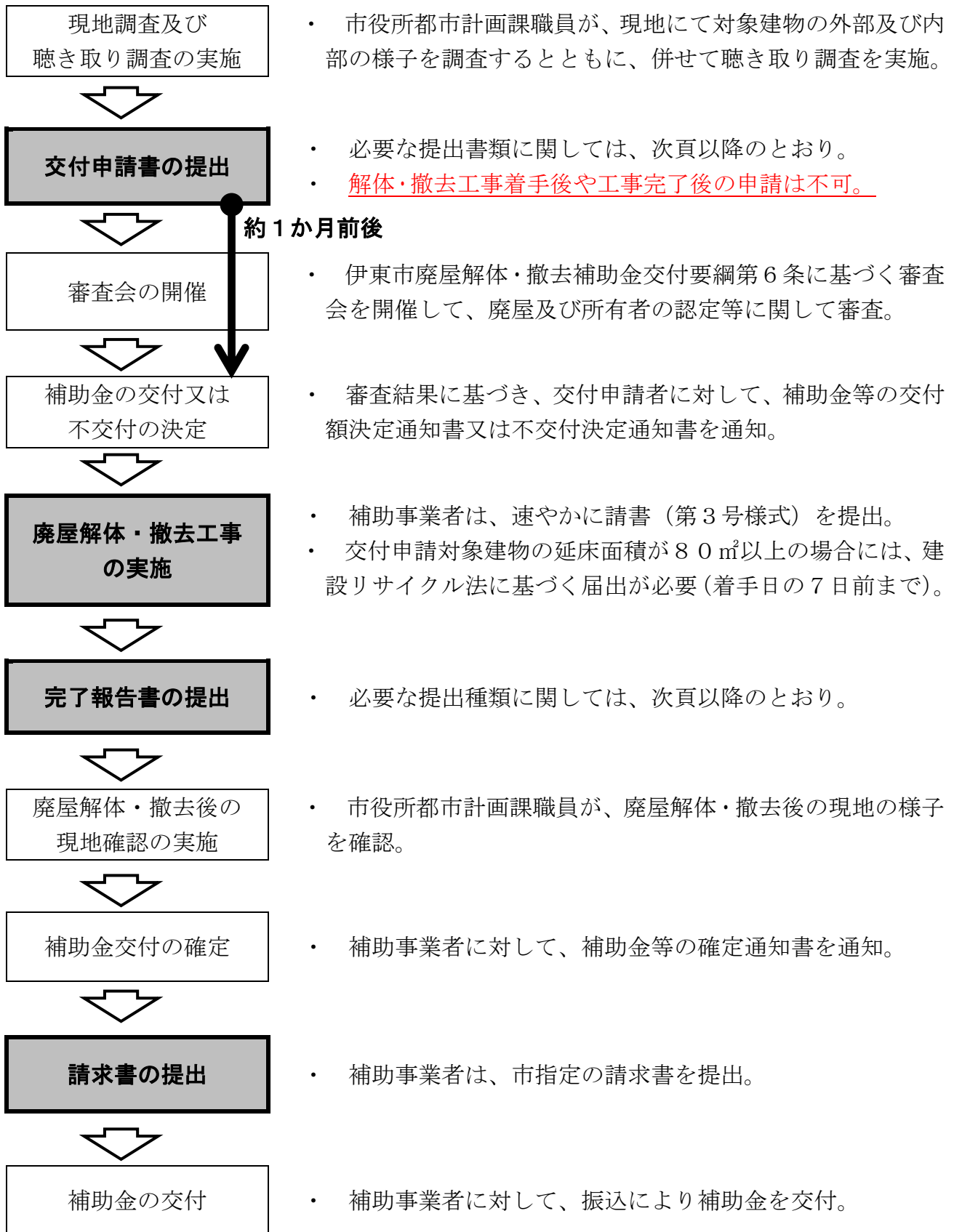
- ・廃屋に属する地下埋設物等の除却費用や残家財の処分費用等は除きます。
- ・移転等の公的補償となる対象物件は除きます。
- ・申請者一人に対し、1回限りの交付となります。

### 6 交付適否の判定

上記2～5について「審査会」による審査を行い、補助金交付の適否の判定をした後、市長への報告を受けて決定をします。

審査の結果によっては補助金が不交付となる場合もあります。

## ●伊東市廃屋解体・撤去補助金交付事業の流れ



【凡 例】  : 交付申請者（補助事業者）が行う項目  
 : 市が行う項目

# ●伊東市廃屋解体・撤去補助金交付事業における 必要な提出書類について

## 1 交付申請書

### (1) 補助金等の交付申請書（第1号様式）

<必要な添付書類>

- ① 申請者本人の住民票の写し  
建物の空き家年数の確認等に用います。原則として直近1年以内に居住があった建物については申請できません。
- ② 登記簿謄本（建物）  
建物の現所有者の確認等に用います。未登記建物の場合には、これに代わる「建物評価証明書」等を添付。
- (③) 申請者が建物の現所有者ではない場合は下記を添付。
  - ア 建物の現所有者が故人でその親族等が申請する場合には、建物の現所有者と申請者との関係が示されている「戸籍謄本」及び申請者以外の者からの申請者に対する「委任状」
  - イ 建物の現所有者が入院中等の理由により手続ができない場合には、建物の現所有者からの申請者に対する「委任状」
- (④) 建物が共有名義となっているなど建物の現所有者が複数存在する場合は下記を添付。
  - ア 建物の現所有者のうち1人を申請者とし、申請者以外の者からの「委任状」を添付。

### (2) 補助事業計画書（第1号様式（第5条及び第7条関係））

<必要な添付書類>

- ① 補助事業対象建物の「位置図」。
- ② 補助事業対象建物の周辺を含めた「現況外観写真」（2面以上）。
- ③ 申請者名義の「納税証明書」  
対象は当市に納入すべき以下の税金（直近の2か年分）
  - ・固定資産税（解体物件以外の物件も含む。）
  - ・市県民税
  - ・国民健康保険税
  - ・軽自動車税ただし、非課税の場合は市県民税の非課税証明書を添付。

### (3) 補助事業収支予算書（第2号様式（第5条及び第7条関係））

<必要な添付書類>

- ① 解体・撤去工事の「見積書」の写し。

#### **(4) 同意書**

以下について同意していただく必要があります。

- ①市役所都市計画課が補助金の交付に当たり必要な調査を行うこと
- ②申請者が補助金の交付対象者としての要件を欠くことが判明した場合に交付を受けた補助金の返還をすること

## **2 請 書**

### **(1) 請書 (第3号様式)**

## **3 完了報告書**

### **(1) 補助事業等完了報告書 (第4号様式)**

### **(2) 補助事業完了報告書 (第4号様式 (第9条関係))**

＜必要な添付書類＞

- ① 補助事業実施後の周辺を含めた「写真」(2方向以上)。
- ② 「産業廃棄物管理票 建設関連廃棄物マニフェスト」(A票及びE票)の写し。
- ③ 交付申請対象建物の延床面積が80㎡以上の場合には、「建設リサイクル法に基づく届出書鑑」の写し(市役所建築住宅課の收受印が押印されたもの)。
- ④ その他、官公庁に対する届け出があった場合には、その写し。

### **(3) 補助事業完了収支決算書 (第5号様式 (第9条関係))**

＜必要な添付書類＞

- ① 解体・撤去工事実施業者からの「請求書」の写し等、工事費用の契約額が確認できる書類。
- ② 解体・撤去工事実施業者への「領収書」の写し等、工事費用の支払額が確認できる書類。

以上